

神戸合同法律事務所

〒 650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル 10 F

TEL : 078-371-0171

FAX : 078-371-0175

<http://www.kobegodo.jp>



消費者トラブル・・・騙された！と思ったら

悪質商法・消費者トラブルは、後を絶ちません。一人で悩まず、泣き寝入りせずに弁護士にご相談下さい。消費者を保護する法律や判例などを活用して、被害を救済することが可能な場合は少なくありません。

(1) 不当な契約書にハンコを押してしまった・・・契約を解消できるの？

訪問販売、キャッチセールス、電話勧誘、パンフレットの送付、インターネットなどであやしげな業者に不意を突かれて契約書にハンコを押してしまった…。でも、あきらめてはいけません。クーリング・オフ(無条件解除)や消費者契約法による取消など契約を解消できる場合があります。弁護士が、業者に契約解除・取消の内容証明郵便を作成・送付、交渉を行うことで契約の解消や金銭の返還請求を支援します。

(2) 見知らぬ請求書や商品が送られてきた！払わないといけないの？

インターネットの架空請求や高齢者をターゲットとした「送りつけ商法」の被害が増えています。そのほとんどは支払う必要はありませんし、支払うことで悪質業者につけられるきっかけを与えてしまいます。

もっとも、裁判所など公的機関を名乗る請求が来ることもあり迷うこともあります。見覚えのない請求や商品の送りつけに困ったらぜひお気軽に弁護士にご相談下さい。

(3)その「投資」「資産運用」は大丈夫？・・・契約をする前にも相談を！

NISA(少額投資非課税制度)や相続税対策などから、株、投資信託、様々なファンド、FX(外国為替証拠金取引)、先物などの金融商品や家賃保証を謳い文句とする「土地活用」が盛んです。もっとも、普通の消費者にはハイリスクで危険な商品もなくありません。投資を呼びかける事業者の中には自分たちの手数料稼ぎを優先している場合もあります。未公開株や社債、CO2排出権などでは詐欺被害も深刻です。被害にあった場合は勿論のこと、大切な契約をするその前に、契約に危険性がないかどうか弁護士の意見を聴いてみるてはいかがでしょうか。

(4)高齢者から若者まで消費者トラブルが急増・・・悩まず御相談を！

高齢者をねらった振り込め詐欺(オレオレ詐欺)や投資詐欺、危険な金融商品取引被害・・・せっかく買ったマイホームが欠陥住宅・・・恋人商法やマルチ商法で高額の商品を買わされた・・・「出会い系サイト」やスマホのゲームでクレジット会社から高額請求・・・高齢者から若者、子どもまで悪質業者による消費者被害は残念ながら後を絶ちません。でも、特定商取引法(訪問販売法)、割賦販売法(クレジット規制法)、金融商品販売法などなど消費者を守るための法律や仕組みがあります。

一人で悩まずに弁護士にお気軽にご相談下さい。

<神戸合同法律事務所の弁護士たち>



相原 健吾
あいはら けんご



石田 真美
いしだ まみ



内海 陽子
うつみ ようこ



大田 悠記
おおた ゆうき



岡井 勇輝
おかい ゆうき



近藤 暢朗
こんどう のぶろう



高橋 敬
たかはし たかし



増田 祐一
ますだ ゆういち



松山 秀樹
まつやま ひでき



吉井 正明
よし い まさあき



古田 維一
よしだ ただいち